

【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

— 一次回来所時にお持ちいただく資料 —

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 初診日の確認のために参考にさせていただく書類

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

新たに交付・作成費用のかかる資料をご準備いただく場合には当窓口
担当者に十分ご確認のうえ入手・取得するようにしてください。

問合せ先

〇〇年金事務所

所在地 〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係

所在地 〇〇県〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

裏面に続く

2. 初診日の確認のために参考にさせていただく書類の具体例

書類		確認できること	交付申請する機関など
①	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等	お住まいの市区町村の福祉課等
②	身体障害者手帳等の申請時の診断書	傷病の発生年月日、傷病の原因、傷病の経過等	診断書を書いてもらった医療機関
③	生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書	傷病の発生年月日、傷病の原因、傷病の経過等	診断書を書いてもらった医療機関
④	交通事故証明書★	交通事故が原因である場合、事故発生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ● 最寄の自動車安全運転センター ● 警察署
⑤	労災の事故証明書★	事故発生年月日、療養開始日等	労働基準監督署
⑥	事業所の健康診断の記録	健康診断の受診日	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤務先 ● 健康診断を受けた医療機関
⑦	インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー	傷病の発生からの治療の経過や症状の経過等	インフォームド・コンセントによる医療情報サマリーを発行した医療機関
⑧	健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）	初診日に係る健康保険の給付記録	初診日に加入していた健康保険組合や健康保険協会
⑨	次の受診医療機関への紹介状	前医の医療機関名、受診機関、診療内容等	紹介状を書いてもらった医療機関
⑩	電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）	初診日、診療科、傷病名	初診日の医療機関等
⑪	お薬手帳、糖尿病手帳、領収証、診察券（可能な限り診察日や診療科がわかるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ● お薬手帳：処方箋を発行した医療機関等 ● 糖尿病手帳：手帳を発行した医療機関、血糖値などの検査数値 ● 領収証：受診日、診療科等 ● 診察券：発行日（受診日）、診療科等 	<ul style="list-style-type: none"> ● お薬手帳：処方箋を発行した医療機関等 ● 糖尿病手帳：手帳を発行した医療機関 ● 領収証：初診日の医療機関等 ● 診察券：初診日の医療機関等
⑫	複数の第三者証明	初診日	初診日を証明することができる第三者

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	年金請求書（国民年金障害基礎年金）	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・日本年金機構
<input type="checkbox"/>	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 ※基礎年金番号の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構
<input type="checkbox"/>	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・振込を希望する金融機関
<input type="checkbox"/>	戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）★ ※謄本添付の場合は不要 ※受給権発生日以後、提出日から6ヵ月以内のもの（事後重症の場合は、請求日以前1ヵ月以内のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	医師または歯科医師の診断書（ ）枚 ※所定の様式あり ※障害認定日より3ヵ月以内の現症のもの。 ※障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3ヵ月以内の現症のもの）も併せて必要となります (1. 眼 2. 聴覚 3. 肢体 4. 精神 5. 呼吸器 6. 循環器 7. 腎肝糖 8. その他) ※20歳前に初診日がある場合は前後3ヵ月以内の診断書が必要となります	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
<input type="checkbox"/>	受診状況等証明書 ※診断書作成医療機関と初診時の医療機関が異なる場合に提出 受診状況等証明書が添付できない申立書 ※受診状況等証明書を提出できない場合のみ、初診日の確認ができる参考資料（写）を添付して提出	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
<input type="checkbox"/>	病歴・就労状況等申立書	<ul style="list-style-type: none"> [] 番窓口 [] 市役所出張所

裏面に続く

【国民年金】 障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

2. 18歳到達年度末までのお子様がいる場合

(20歳未満で障害の状態にあるお子様を含む)

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）★	<ul style="list-style-type: none"> ・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票★ ※できるだけ住民票コードの記載があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	子の収入が確認できる書類（所得証明書★、課税（非課税）証明書★、源泉徴収票★） ※平成 [] 年1月～12月の所得に関するもの ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合 ※生計維持関係確認のため ※義務教育終了前は不要 ※高等学校等在学中の場合は在学証明書★または学生証等	<ul style="list-style-type: none"> ・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所 ・事業主 ※平成 [] 年1月1日に住民登録した市区町村で発行
<input type="checkbox"/>	医師または歯科医師の診断書 ※20歳未満で障害の状態にあるお子様がいる方が必要となります。 ※20歳前に初診日がある場合は前後3ヵ月以内の診断書が必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
<input type="checkbox"/>		

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

3. 障害の原因が第三者行為の場合

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	第三者行為事故状況届 ※所定の様式あり	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	交通事故証明★または事故が確認できる書類 ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写し など	・自動車安全運転センター
<input type="checkbox"/>	確認書 ※所定の様式あり	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類 ※源泉徴収票★、健康保険証の写し、学生証の写し等	—
<input type="checkbox"/>	損害賠償金の算定書 ※すでに決定済みの場合、示談書等受領額がわかるもの	—
<input type="checkbox"/>		

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

裏面に続く

【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

4. その他

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	委任状 ※請求者本人が署名押印したもの	・当窓口 ・日本年金機構HP
<input type="checkbox"/>	窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの (運転免許証、パスポート等)	—
<input type="checkbox"/>	印鑑 (認め印でも可、スタンプ印は不可) ※請求者本人が自署の場合は不要	—
<input type="checkbox"/>	請求事由確認書 ※障害認定日から1年以上経って、障害認定日による請求 または事後重症による請求をする場合	・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	初診日に関する第三者の申立書 ※初診日が確認できる書類が添付できない場合	・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	請求者本人の所得証明書★ ※20歳前障害の場合	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	年金受給選択申出書 ※他の年金を受け取っている場合	・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	年金裁定請求の遅延に関する申立書 ※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出	・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

※請求しても年金に該当しない場合がございます。

その場合の診断書作成費用等はお返し致しかねます。ご了承ください。

問合せ先

〇〇年金事務所

所在地 〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係

所在地 〇〇県〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇